

現場代理人の兼任の取扱いについて

美唄市建設工事請負契約約款第 10 条に規定する現場代理人等の常駐について、現場代理人の効率的な活用、受注機会の拡大及び適切な施工の確保を図る観点から、「美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領」により、下記のとおり取り扱うこととします。

○兼任に係る取扱い基準

項 目	兼 任 に 係 る 取 扱 基 準
金 額	請負代金が 4,000 万円未満の工事（建築工事は 8,000 万円未満） （ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する工事も対象）
件 数	2 件
発注機関	美唄市
届 出	兼任するそれぞれの工事担当課（工事監督員）に事前に協議のうえ、それぞれに「現場代理人兼任届」を提出
連絡対応	どちらかの現場を離れる場合には、発注者との連絡体制を確保 場合によっては連絡員を配置

現場代理人が工事現場を兼任する場合の事例（技術者を兼務している場合）

	事例 1	事例 2	事例 3	事例 4
技 術 者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
	下請 4.5 千万円以上（建築 7 千万円以上）	非専任 4 千万円未満の工事（建築 8 千万円未満）	専 任 4 千万円以上の工事（建築 8 千万円以上）	建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当
現場代理人	兼任不可	兼任可	兼任不可	兼任可

【参 考】

建設業法施行令第 27 条第 2 項の取扱いについて

《「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」について（平成 26 年 2 月 3 日付国交省通知）》

- （１） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。
- （２） （１）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

○現場代理人の兼任を認めない工事

美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領第 2 条第 1 項ただし書きによる工事内容等より現場代理人を兼任させることが適当でない判断した工事については、告示、仕様書等にその旨を明示することにより、兼任の対象工事としないものとする。

【告示等記載例：本工事は、現場代理人の兼任を認めない工事である。】

※当該規定については、監理技術者には適用されません。